

尼崎市情報公開・個人情報保護

審査委員会答申

(答申第 1 1 号)

平成 2 1 年 6 月 1 1 日

答 申 第 11 号

平成21年6月11日

尼崎市固定資産評価審査委員会

委員長 中村孝様

尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会

会長 村上武則

公文書部分開示決定処分に対する異議申立てに係る
諮問について（答申）

平成20年11月11日付け尼固審第1008号の4による下記の諮問について、別紙のとおり答申いたします。

記

平成20年7月29日付け尼固審第1008号の2による公文書部分開示決定処分に対する異議申立てに係る諮問

以 上

答 申

第1 本審査委員会の結論

尼崎市固定資産評価審査委員会（以下「実施機関」という。）が平成20年7月29日付け尼固審第1008号の2で行った部分開示決定処分（以下「本件部分開示決定処分」という。）に基づき、一部を非開示として異議申立人に開示した公文書の非開示の範囲については、妥当であると認める。

ただし、実施機関は、異議申立人の平成20年9月25日付け異議申立書4（理由1）「申立人が求めた公文書の一部が当初から何故か欠落しており、その全てを開示すべきである」との趣旨を踏まえ、「平成17年度及び同18年度阪神8市固定資産評価審査委員会連絡協議会の諸資料」（各市の回答書、各市への提出要請書等）について、決裁対象の範囲を限定することなく、本件部分開示決定処分と同趣旨の判断をして、異議申立人に対して、当該公文書について尼崎市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づく決定を行うべきである。

第2 異議申立ての趣旨及び理由

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、異議申立人が平成20年7月12日付けで条例第6条第1項の規定により行った「平成17年度及び平成18年度阪神8市固定資産評価委員会連絡協議会の諸資料（各取り扱いについて等）同決裁文書（復命）」の公文書開示請求に対し、実施機関が、条例第2条第2号に規定する「公文書」として保有している「平成17年度阪神8市固定資産評価審査委員会連絡協議会の開催結果報告に係る決裁文書（開催日配付資料を含む。）及び平成18年度阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会の開催結果報告に係る決裁文書（開催日配付資料を含む。）」を開示請求の対象文書と特定したうえ、平成20年7月29日に行った本件部分開示決定処分の取消しを求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人は、異議申立書で次のように主張している。

- (1) 求めた公文書の一部が当初から何故か欠落しており、例えば、当協議会加盟各市からの提出資料、回答書がどの段階で除外されたか不明で、その全てを開示すべきである。
- (2) 不開示とした部分は、条例の目的からして当然開示すべきである。
- (3) 本協議会は、地方税に関する協議であり、課税関係をどの様に納税者の利益、利便性を図るかという協議であるから何等こそと秘匿する必要は認められない。
- (4) 固定資産税は、税法に基づき課税されており、その協議内容を国民に当然に知らしめるべきである。
- (5) どの箇所が「不当に損なわれる」のか、具体的に明示する義務がある。先ず、当委員会の弁明等で明らかにすべきである。

第3 実施機関の主張要旨

実施機関の部分開示理由説明書及び意見聴取時の主張の要旨は、次のとおりである。

固定資産評価審査委員会は、固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある固定資産税の納税者から審査の申出を受けて審査決定するために、地方税法により、市に設置することとされているものである。

そして、阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会（平成17年度当時は阪神8市固定資産評価審査委員会連絡協議会）は、阪神9市（平成17年度当時は8市）の固定資産評価審査委員会で構成され、各々の審査の申出の事例（事案の概要、審査の手續・処理、争点、判断とその根拠）を公表し合ったり、審査の申出を受けた場合の審査決定の取扱いや考え方などについて議題とし、それに対する回答を出し合うなどの連絡協議を行っており、構成各市の固定資産評価審査委員会の事務に資することを目的とするものであるが、そこで各々から出される意見や考え方については、必ずしも確立されているとは限らないものである。

こうしたことから、尼崎市固定資産評価審査委員会は、対象文書中、構成各市の固定資産評価審査委員会における事実や事例などについては開示し、意見や考え方については、阪神9市（平成17年度については8市）の固定資産評価審査委員会相互間の協議に関する情報であり、かつ、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから、条例第7条第6号に該当すると判断して、本件部分開示決定処分を行ったものである。

第4 審査委員会の判断

1 判断に当たったの本審査委員会の基本的な考え方

条例第7条では、「実施機関は、開示請求があったときは、当該開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない」と公文書の原則開示を規定している。

これは条例第1条に規定する条例の目的「地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を具体化するため、公文書の開示を求める権利を明らかにし・・・実施機関の保有する情報の一層の公開を図り・・・市民の的確な理解と批判の下にある公正で開かれた行政を推進し、市民による市政への参画を進めるのに資することを目的とする。」を保障するためである。

一方、同条各号において不開示情報を規定し、条例の目的を保障することに対し、個人や法人の権利利益の保護や行政の公正かつ円滑な運営との調和を図っている。

そこで、以下では本件公文書が、条例の目的とする原則開示の趣旨と照らし合わせて、明確かつ合理的な理由をもって判断をしていくものとする。

2 異議申立人が開示請求をした公文書の範囲

異議申立人が提出した公文書開示請求書（平成20年7月14日付けで受付）の「公文書の名称又は内容」の欄には、異議申立人が開示を求める公文書は「平成17年度及び18年度阪神8市固定資産評価審査委員会連絡協議会の諸資料（各取り扱いについて等）同決裁文書（復命）の記載がある。

実施機関の開示決定を不服として提出された平成20年9月25日付け異議申立書の第4項「異議申立の趣旨及び理由」の「(理由)」には、「1 先ず、申立人が求めた公文書の一部が当初から何故か欠落しており、その全てを公開すべきである。 例えば、当協議会加盟各市からの提出資料、回答書等がどの段階で除外されたか不明」との記載がある。

また、本審査委員会が異議申立人に尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第10条第1項の規定により意見陳述の機会を与えた際に、異議申立人が出頭する代わりに提出した平成20年12月25日付け口述書1には「申立人が開示を求めたのは、「平成17年度及び18年度阪神8市固定資産評価審査委員会連絡協議会の諸資料」であり、未開示のすべての資料(各市の回答書、各市への提出要請書等)を開示すべきであります。(当該参加市が開催市の求めに応じて諸資料を提出していると思われる。異議申立書に記載済み)」との記載がある。

本審査委員会としては、これら異議申立人の提出した資料の記載から、異議申立人が開示請求の意思を有していた公文書の範囲は、実施機関が開示決定した「平成17年度阪神8市固定資産評価審査委員会連絡協議会の開催結果報告に係る決裁文書(開催日配付資料を含む。)及び平成18年度阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会の開催結果報告に係る決裁文書(開催日配付資料を含む。)」にとどまらず、例えば、会議の構成市が主催市に提出した会議の議題に対する回答書や、主催市によるこれらの提出依頼書等を含めたものであると考えられる。

したがって、実施機関は、これら未開示の公文書について条例に基づく決定を行い、異議申立人の請求の趣旨の実現を図るべきであると判断する。

3 条例第7条第5号該当性の判断

実施機関が行った本件部分開示決定処分の対象となった公文書についての本審査委員会の判断は、以下のとおりである。

- (1) 条例第7条第5号においては、「本市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については不開示情報と規定されている。
- (2) 異議申立人は、条例の目的、協議会や固定資産税の性質、開示によって生じる弊害(率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ)のあいまい性等を論拠に、本件部分開示決定処分の取消しの必要性を主張している。
- (3) 本審査委員会が実施機関から意見聴取したところによると、阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会(平成17年度当時は阪神8市固定資産評価審査委員会連絡協議会)は、各市の審査の申出の事例(事案の概要、審査の手續・処理、争点、判断とその根拠)を発表し合ったり、審査の申出を受けた場合の審査決定の取扱いや考え方などについて議題及びそれに対する回答を出し合うといった情報や意見の交換などの連絡協議を行っているところ、そこで出される意見や考え方については、必ずしも当該地方公共団体の見解として意思決定されているとは限らず、また、開示することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる

おそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあることが認められる。

一方、こうしたことから、対象文書中、客観的な事実や事例などについては開示するものの、上記のような不確実性のある意見や考え方については、これを開示することによって、それがあたかも当該地方公共団体にとって確立した考え方であるかのように誤解を受ける可能性が否定できず、結果として不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあることが認められる。

よって、対象文書中に記載された不確実性のある意見や考え方であると評価できる部分については、条例第7条第5号の規定に該当する非開示情報と認められる。

- (4) 今回、本件部分開示決定処分にに基づき実施機関が不開示とした部分を精査すると、これらは上記の不確実性のある意見や考え方であると評価できるところであり、本審査委員会とすれば、実施機関が判断した非開示の範囲を変更する必要性を認めない。

よって、本件部分開示決定処分にに基づき、「平成17年度阪神8市固定資産評価審査委員会連絡協議会の開催結果報告に係る決裁文書（開催日配付資料を含む。）及び平成18年度阪神9市固定資産評価審査委員会連絡協議会の開催結果報告に係る決裁文書（開催日配付資料を含む。）」において実施機関が非開示とした部分については、妥当であると認める。

4 結論

上記の理由により、本審査委員会は、「第1 本審査委員会の結論」に記載のとおり答申する。

なお、本件については、尼崎市情報公開・個人情報保護審査委員会条例第8条第1項の規定に基づき、本審査委員会の第2部会において審議を行ったものである。

以 上

(参考)

審 議 の 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成20年11月11日	・ 諮問書を受理
平成20年11月20日	・ 審査委員会第2部会に付託
平成20年12月4日	・ 審議 ・ 実施機関から意見聴取
平成20年12月25日	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成21年3月18日	・ 審議
平成21年6月11日	・ 答申

審査委員会第2部会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
米丸 恒治	神戸大学大学院法学研究科教授	部会長
石橋 伸子	弁護士 (神戸シティ法律事務所)	
坂本 勝	龍谷大学法学部教授	